

奥州市上下水道事業告示第30号

奥州市農業集落排水事業分担金条例(平成18年2月20日条例第285号)第3条の規定により、排水区域を次のとおり定める。

令和5年12月12日

奥州市長 倉 成 淳

1 排水区域

江刺地域

広瀬字沢、稲瀬字広岡前の一部区域

前沢地域

古城字野田前の一部区域

胆沢地域

小山字後大畑の一部区域

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。